

## 災害・感染防止に伴う対策・対応について

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症においては、令和元年12月以降、複数の症例が報告され、令和2年1月には本邦での初症例が確認された。以降、水際での対策、まん延防止、医療の提供等が講じられてきたところではあるが、令和4年3月17日現在、国内では累計約5970,000人の感染者、約26,000人の死亡者が確認されている。

そこで、このような災害・感染症が発生した際に、薬局としてどのようなことが出来るのか対策・対応を考え、それを実施するにあたり以下の条件や環境を整備いたしました。

- 
- ・感染対策：薬局内入口に消毒薬の設置、空気清浄機・加湿器などの設置、定期的な換気、座席位置の間隔の規制、トイレや座席などの手が触れる所の定期的な消毒、ペーパータオルなどの使用等
  - ・構造整備：ビニールカーテン、パーテーションを使用した飛沫感染予防、薬局ドアに網戸の設置
  - ・発熱外来：クリニックとの連携で、車待機をしてもらい、処方箋をFAXで受信後、調剤、原本をクリニックからもらい、車窓口で対応（服薬指導）  
オンライン服薬の確保
  - ・新型コロナウイルス感染症治療薬の備蓄・調剤：ラゲブリオカプセル200・パキロビッドパック600・ゾコーバ錠125mg
  - ・新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売：第一類医薬品（エスプライン等）
  - ・薬剤の配送方法：基本的に薬局での投薬だが、患者の依頼などがあった時は、当薬局スタッフによる直接的配達、郵送・宅配便（配送状況が追跡可能なサービスの利用を含む）の利用を行い、電話を利用した服薬指導等の実施（宅配時等）
  - ・支払い方法：AIR PAYの導入によるクレジットカード等の推奨
  - ・服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器：電話での聞き取り等
  - ・最寄りの医療機関・薬局との災害時・感染症対策についての合同研修の開催（定期的）
  - ・接触制限：クリニックとの連携により在宅・居宅などの積極的な取り組み
  - ・震災時の対応：薬局が開局出来る時は、時間を制限しての営業（午前：2時間・午後：2時間等）  
お薬手帳活用による投薬（震災特例時）  
ライフラインの確保（水・ガス・ガソリン等）・備え（防災用品等の備蓄）  
交通手段の確保（自転車・車など）
  - ・平時からの医薬品供給ルート・配送の確認（卸業者との連携強化）
  - ・医療用医薬品の備蓄・管理（最低14日分程度の在庫）
  - ・地域の衛生管理（十分な量の消毒薬、マスク等の確保、抗原キットの販売等）
  - ・災害・新興感染症の発生時の近隣医療機関、最寄り・系列の薬局への連絡・連携
  - ・災害・新興感染症の発生時の県・地域薬剤師会への連絡・連携

## 他薬局との連携について

当薬局は、他薬局等との連携に係る体制として、次に掲げる体制が整備致しました。

- ・ 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制の確保
- ・ 都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的な参加。
- ・ 災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制の確保。
  - ① オンライン服薬指導の確保
  - ② 要指導医薬品・一般用医薬品の提供、感染症に係る一般用検査キットの提供
  - ③ 医療機関・他薬局との医薬品供給・情報等の積極的な共有
- ・ 災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行います。
- ・ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制がある。
- ・ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制がある。

## 当薬局の在宅業務体制について

- ・ 当薬局は医療機関と連携して、在宅医療に積極的に取り組んでいます。
- ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制を整備しています。  
※緊急時等に対応できる体制の整備については、在宅協力薬局の保険薬剤師と連携する場合があります。
- ・ 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知しております。
- ・ 当該保険薬局において、在宅業務の質の向上のため、**研修実施計画**を作成し、当該計画に基づき当該保険薬局で在宅業務に関わる保険薬剤師に対して**在宅業務に関する研修を実施**するとともに、**定期的に在宅業務に関する外部の学術研修**（地域の薬剤師会等が行うものを含む。）を受けております。
- ・ **医療材料及び衛生材料を供給できる体制を整えております。**  
患者に在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局に対し保険医療機関から衛生材料の提供を指示された場合は、原則として衛生材料を当該患者に供給する体制を整えております。

## 医療 DX の積極的な推進

医療 DX(デジタルトランスフォーメーション)は、保健・医療・介護の各段階において発生する情報やデータを、クラウドなどの全体最適された基盤を通じて、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるようにするための取り組みです。当薬局では、医療 DXを進めることで、医療の質を維持しながら健康寿命の延伸を図り、医療費の増大を防ぐことを目指しています

### ①オンライン資格確認システムの活用

薬局において、患者の保険資格を効率的に確認するための仕組みで患者のマイナンバーカードに埋め込まれた IC チップから電子証明書を読み取るか、健康保険証の記号番号などをシステムに入力することで、保険資格を自動的に取り込むこと出来るシステムで、受付での手作業が不要となり業務の効率化、生活な保険資格情報を得ることで適切な医療サービスを提供できるようになる。

### ②マイナンバーカード の保険保険証(マイナ保険証)の活用の促進

医療機関や薬局で特定健診情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境が整います。また災害時には、マイナンバーカードや保険証を持参しなくても、患者の同意の下で薬剤情報や診療情報を閲覧できる措置が実施され活用できます。

### ③電子処方箋の活用

医療機関や薬局での処方箋を電子的に管理するシステムで、通常の診療だけでなく、特にオンライン診療の場合、電子処方箋を選択することで、紙の処方箋を受け取る手間を省くことができ、処方箋の郵送や FAX による受け取りの遅れを減らすことができ、その日に処方されたお薬だけでなく、過去のお薬の服用歴も確認できます。患者さんの持病やアレルギーなどの健康情報にもアクセスできます。

### ④電子カルテ情報共有サービスの活用

電子カルテ情報共有サービスは、医療 DX 政策の一環として、電子カルテ情報の標準化と共有化を推進する取り組みです。過去の詳細な診療記録や病歴、禁忌薬、各種検査値などを活用し、より適切な診療を実現できると期待されています

【1】紹介状送付サービス( 紹介元の医療機関が登録した診療情報提供書や退院時サマリーを、紹介先の医療機関が電子的に取得できるサービス)

【2】健診文書閲覧サービス( 各種健診結果を実施主体(医療保険者) および全国の医療機関等や本人が閲覧できるサービス)

【3】6情報閲覧サービス(患者の6情報(患者の6情報(小病名患者の6情報(傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報、処方情報)を全国の医療機関等や本人が閲覧できるサービス)